

大阪市告示第1235号

大阪市立長居公園地下駐車場について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第3項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和8年9月15日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前7時～ 午後11時まで	駐車時間60分 までごとに350 円（日曜日、土 曜日及び休日 にあつては、駐 車時間30分ま でごとに300 円）	—	1日当たり1,000 円（日曜日、土曜 日及び休日にあ つては2,000円） 令和8年10月31 日（土曜日）、11 月1日（日曜日）、 7日（土曜日）、 8日（日曜日）に あつては、4,000 円
	午後11時～ 翌日午前7 時まで	—	駐車時間60分まで ごとに350円（日曜 日、土曜日及び休 日にあつては、駐 車時間30分までご とに300円）	
1日当たりの上限額の設定がある駐車場については、2日以上にわたる駐車に係る入庫の日及び出庫の日の一時駐車料金の額のいずれもが当該上限額に達しない場				

合の当該入庫の日及び出庫の日に係る一時駐車料金の額は、一時駐車料金の単価が同額である時間帯の駐車時間を合算して、この表（１日当たりの上限額に係る部分を除く。）の規定により算出する。

備考

- 1 この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
 - 2 この表において、「自動二輪車」とは、条例第5条第1項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付のものは除く。
- 2 実施年月日 令和8年10月31日から

（建設局道路河川部調整課）